

彦根市自転車駐り場・彦根市宮河瀬駅前西口駐り場 指定管理者公募に係る質問への回答

1	<p>Q.各駐り場、駐り場、現指定管理者の管理体系における人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費(軽微な修繕)、負担金等の雑費関連の支出状況を、直近3年分ほどご教示ください。</p>
	<p>A.人件費、事務費、管理費等については、現指定管理者のノウハウ・創意工夫にかかる部分であるため、お答えできません。なお、光熱水費については、R4年度767,000円、R5年度628,000円、R6年度807,000円です。また、修繕費については、R4年度8,000円、R5年度47,000円、R6年度38,000円です。管理施設ごとの収支については、特に報告を求めておりませんので、当市では、把握をしておりません。</p>
2	<p>Q.各駐り場、駐り場の収入金額及び利用台数が年間どれくらいか、定期利用、回数券利用、回数券以外の一時利用の3区分で直近3年分ほどご教示ください。</p>
	<p>A.収入金額、利用台数とその内訳について別紙でお示しします。なお、回数券については、販売年度内に利用がされたか不明ですので、収入金額と利用台数には、差があります。</p>
3	<p>Q.河瀬駅前西口自転車駐り場に「彦根市放置自転車保管所を併設」とありますが放置自転車の管理および業務も指定管理者の管理範囲なのか、ご教示ください。また、放置自転車の返還は行っているのでしょうか。</p>
	<p>A.一般的な放置自転車の管理業務は、市の事務事業であり、指定管理者の管理範囲ではありません。また、現在、市で回収した市内の放置自転車については、別の場所に保管しています。ただし、指定管理施設内での超過使用自転車の管理については、指定管理者の業務範囲となります。</p>
4	<p>Q.各駐り場、定期利用枠として設定している現状の台数と一時利用枠として設定している現状の台数をご教示ください。</p>
	<p>A.当市では、特に定期利用枠、一時利用枠の指定を行っておらず、指定管理者が業務の中で、最適な台数を設定しているものと考えており、当市では把握をしていないため、お答えできません。年間利用台数は、上記2によりお示ししますので、その数字をもとに想定いただければと思います。ただし、指定管理者の交代にあたっては、年度替わりに利用者の混乱を招かぬよう、しっかりと引継ぎを行っていただきますよう、お願いします。</p>
5	<p>Q.照明について、各駐り場、駐り場、LED照明を採用されているのか、ご教示ください。</p>
	<p>A.指定管理施設の照明については、LED化されておりません。</p>
6	<p>Q.各駐り場、駐り場においてALSOKを取り入れられていると思いますが、ALSOKは貴市、現指定管理者のどちらが取り入れられているのか、ご教示ください。</p>
	<p>A.現指定管理者です。</p>
7	<p>Q.夜間警備について、現指定管理者の対応内容をご教示ください。</p>
	<p>A.本市が求めているのは、防犯や施設、設備の警備のほか、管理時間外の出庫の対応等となります。この範囲で対応いただいているものと考えています。</p>
8	<p>Q.各駐り場、駐り場、午前6時から午後10時までが管理時間となっておりますが管理時間外は、入庫はさせず、出庫及び場内管理の対応の認識でよろしいでしょうか。</p>
	<p>A.お見込みのとおりです。</p>
9	<p>Q.共同体構成について、業務委託を行う場合必須になるのか、ご教示ください。</p>
	<p>A.必須ではありません。</p>

	Q.各駐輪場、駐車場の現指定管理者の配置人数をご教示ください。また、繁忙期の配置人員をご教示ください。
10	A.現指定管理者の管理ノウハウ・創意工夫にかかる部分となり、回答できません。仕様の中で、必要人員を勘案して、配置人員についてご提案ください。なお、当市の積算した人員配置については、別紙のとおりです。
	Q.各駐輪場、駐車場において、人員配置については、終日必要なのか、無人の時間を設けても良いのか、ご教示ください。
11	A.受付や料金收受、防犯等も含め、利用者の混乱がなく仕様を満たすことができれば、可能でありますので、詳細について提案いただきたいと思います。
	Q.各駐輪場、駐車場、完全無人化(機械化)にすることは可能か、ご教示ください。
12	A.上記11と同じく、受付や料金收受、防犯等も含め、利用者の混乱がなく仕様を満たすことができれば、可能でありますので、詳細について提案いただきたいと思います。
	Q.募集要項5ページ(7)に「基準価格」とありますが「基準価格」とは、指定管理料という認識でよろしいでしょうか。
13	A.本公募において、本市がお示しする指定管理料の上限となります。この基準額を超えない範囲でご提案をお願いします。
	Q.各駐輪場、駐車場に設置されている看板や備品、駐車機器等の所有者が、貴市、指定管理者のどちらかになるのか、各設置されている数も含めて一覧をいただけないでしょうか。
14	A.本市が設置する備品は、別紙のとおりです。それ以外が指定管理者において設置したものとなりますが、これまでの指定管理者が設置した備品について、本市では、詳細について把握をしておりません。
	Q.仕様書6ページ(3)③に場内の長期駐車チェック、とありますが、直近3年間の長期放置され撤去及び処分した自転車、自動車の台数をご教示ください。
15	A.自転車については、R4年度62台、R5年度12台、R6年度57台です。自動車は、ありません。ただし、この処分自転車が、該当年度に発生したものか、過去から保管していたものを、その年度において処分したかについては、不明です。
	Q.現在クレジットカードでの支払いが可能とあるが、その他の決済方法はあるか。また、売上金の市への納付はどのように行っていますでしょうか。
16	A.現金およびクレジットカード以外の決済方法は、現在のところありません。利用者の利便に資する決済方法の提案をお待ちしています。売上金については、条例規定どおりの使用料を納付いただいています。
	Q.現金以外のキャッシュレス決済について、決済手数料は事業者負担でしょうか。新たな提案の場合の決済手数料の考えについてもお示し下さい。
17	A.現在、決済手数料は指定管理者に負担いただいています。今後についても、同様に考えているところであります。

18	<p>Q.蛍光管生産終了に伴い、施設のLED化が必要となりますが、彦根市で改修や交換の予定はありますでしょうか。</p> <p>A.現在のところ、具体的な計画はございませんが、市の財政状況等に応じて、適宜、市において改修を行うものと考えています。</p>
19	<p>Q.現在の人員配置について、彦根駅、河瀬駅それぞれ教えてください。</p> <p>A.上記10のとおり、現指定管理者の管理ノウハウ・創意工夫にかかる部分となり、回答できません。仕様の中で、必要人員を勘案して、配置人員についてご提案ください。なお、当市の積算した人員配置については、別紙のとおりです。</p>
20	<p>Q.警備員による人的警備と同等のサービスを提供できる管理方法が提案できるとありますが、警備員による人的警備に求める業務内容を教えてください。</p> <p>A.上記7のとおりです。</p>
21	<p>Q.収入下限額を算出するにあたり、令和4年から令和6年までの彦根駅前第1・第2、河瀬駅西口・東口・駐車場について、定期利用・1時利用それぞれの収入実績をお示してください。</p> <p>A.上記2のとおり、別紙でお示します。</p>
22	<p>Q.適切な人員を配置しておりますが、中抜け等管理人が不在になる人員配置の提案は可能でしょうか。</p> <p>A.上記11のとおり、可能ですが、受付や料金收受、防犯等も含め、利用者の混乱がなく仕様を満たすことなどについて、詳細を提案でお示ください。</p>
23	<p>Q.現在の管理時間内で利用者が極端に少ない時間帯について、機械化、システム化等、お客様にご不便をおかけしない必要な措置を講じることで、一定時間を無人または、有人管理時間の短縮等を提案することは可能でしょうか。</p> <p>A.上記11、12、22と同様に、可能ですが、受付や料金收受、防犯等も含め、利用者の混乱がなく仕様を満たすことについて、詳細を提案でお示ください。</p>
24	<p>Q.夜間に配置する警備員は、警備員資格の有資格者である必要がありますか。</p> <p>A.警備員の資格については、特に求めておりません。</p>
25	<p>Q.「施設の大規模改修や行政財産の位置づけの変更等により指定期間および業務の内容等の変更の可能性があります」とのことですが、施設名など、現状で開示いただける範囲での予定をご教示ください。</p> <p>A.彦根駅前第1自転車駐車場については、建築年が1995年で法定耐用年数が31年。彦根駅前第2自転車駐車場は2期で建設しており、建築年がそれぞれ1983年、1995年で、法定耐用年数が37年、25年。河瀬駅前西口・東口自転車駐車場は、いずれも建築年が1998年で法定耐用年数が31年となっています。これまでのところ大きな劣化等は認められておらず、現在のところ具体的な改修予定箇所等はありませんが、法定耐用年数を超えている施設があり、その他も法定耐用年数まで数年となっています。また、彦根市公共施設等総合管理計画の個別施設計画においては、彦根駅前第1自転車駐車場、河瀬駅前西口・東口自転車駐車場において、R8～12年度に必要な応じて修繕を行うことが記載されており、上記のとおりLEDの問題等もあることから、本市の財政状況等も鑑みまして、指定管理期間内に様々な対策を検討実施する可能性があるため、指定期間や業務内容の変更を示唆したものです。</p>

26	<p>Q.「現在、利用者からの使用料の徴収に関しては、現金に加え彦根駅前第1・第2 自転車駐車場においては、クレジットカードでの支払いも可能としています。」とありますが、手数料は、指定管理者が指定管理料の中で負担しておられますか。</p>
	<p>A.上記17と同じく、お見込みのとおりです。</p>
27	<p>Q.直近3ヶ年程度の駐輪場及び駐車場の管理経費実績をご教示ください。</p>
	<p>A.上記1と同じく、現指定管理者のノウハウ・創意工夫にかかるものであるため、お答えできません。</p>
28	<p>Q.「各税の納税証明書等」は、「法人税」「消費税及び地方消費税」（税務署様式その3の3）、「固定資産税」「都道府県民税」「市町村民税」でよろしいでしょうか。また、直近何ヵ年分を提出すればよろしいでしょうか。</p>
	<p>A.直近年度における、各法人における国税、都道府県税、市町村税に関して、未納税額がない旨証明を求めるものです。貴法人において上記税のみ課税されているのであれば、上記で結構ですし、国、都道府県、市町村税とも「未納のないことの証明」でも結構です。</p>
29	<p>Q.修繕について、「経年劣化によるもの（小規模なもの）（1件20万円未満のものに限る。）」とありますが、直近3ヶ年程度の修繕の実績をご教示ください。</p>
	<p>A.指定管理者が負担する小規模修繕については、上記1のとおりです。</p>
30	<p>Q.現在老朽化による修繕が必要な箇所、修繕を予定している箇所などがありましたらご教示ください。</p>
	<p>A.上記25でもお答えしたとおり、具体的に修繕が必要な箇所、予定している箇所はございません。</p>
31	<p>Q.指定管理者が負担する修繕費の年間の上限額の設定はありませんか。</p>
	<p>A.1つの修繕に関して指定管理者が負担する上限額については、リスク分担表に定めるとおりですが、年間の上限額の設定はございません。</p>
32	<p>Q.クレジットカードでの支払いを可能としていると記載していただいておりますが、その他の方法を含む中で、クレジットカード決済は必須となりますでしょうか。ご教示ください。</p>
	<p>A.必須ではありません。ただし、多様な決済方法で、利用者の利便に資する内容でのご提案をお待ちしています。</p>
33	<p>Q.指定管理料について、今後、最低賃金の上昇や物価上昇があった際に、大きく変動する恐れがありますが、その際に状況に沿ったご相談をさせていただくことは可能でしょうか。</p>
	<p>A.リスク分担表に記載しているとおり、人件費、物件費などの物価変動による経費の増での、指定管理料の変更は考えておりません。これまでの人件費の上昇に関して勘案したうえで基準額の設定を行っています。ただし、リスク分担表にあるとおり、法令や税制の変更、不可抗力によるものなどについては、本市が分担していくものとなります。</p>
34	<p>Q.提出書類として、代表者および役員の身分証明書を提出するように記載されていますが、現在、彦根市が指定管理者を募集されている他の施設の指定管理者公募(募集)要項を見ると、身分証明書は代表者のみと書かれていますので、指定管理者応募に係る身分証明書についても他施設の公募(募集)要項と同様に、代表者のみとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>なお、代表者の身分証明書については、複写したものでもよろしいでしょうか。</p>
	<p>A.質問のとおり、身分証明書については、他施設との均衡を図るため、代表者のみかつ複写で結構です。またその他の書類についても、原本指定を行っているもの以外は、複写でも構いません。</p>